

令和7年3月31日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画
を策定しました。**

令和2年3月に策定した「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和7年3月に計画期間が終了することから、昨年度より学識経験者や子育て支援事業関係者、公募委員などで構成する子ども・子育て会議にて策定を進めてきました「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」が完成いたしましたので報告いたします。

記

1 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

2 今回策定した計画のポイント等

- こども基本法における「こども計画」を意識しながら、本市を取り巻く課題を踏まえ、「基本目標」と「施策の体系」を大きく見直し、こどもの貧困対策を施策の体系の中に取り込んだほか、新たに若者や障害児、経済的支援を施策として新たに位置づけました。
- 国が定めた「こども大綱」を踏まえ、基本目標の1つ目には「こどもまんなか社会」の構築を新たに位置づけ、ライフステージを通じた重要事項として掲げられた、こども・若者の権利や、子育てにやさしいまちづくりに関する取組を整理しています。
- 事業数については、令和7年度以降に実施を予定する新規追加事業のほか、若者等の新たな施策や、市長マニフェスト事業、第2期計画では位置づけのなかった法定事業等を新たに掲載し、事業数は第2期計画と比べ倍増となっています。

(第2期計画 52事業 → 第3期計画 109事業)

- 「保育所」のほか、「総合保健センター（仮称）」や「児童発達支援センター」といったハード面の整備に関しては、第2期計画から継続しています。
- 「こども誰でも通園制度」や「地域子育て相談機関の設置」といった新たな取り組みに加え、「児童クラブ」をはじめとした放課後の居場所対策、「こども家庭センター」に代表される相談支援体制の整備、あるいは「貧困対策」等の既存の施策も含め、各施策において充実化を図る計画としています。
- 子ども・若者育成支援に関しては、基本目標3の施策の1つに「若者への支援」を掲げ、相談や就労支援等に関する取組を掲載したほか、少子化対策として結婚支援



を新たに取り上げています。

- 第3期計画の策定にあたって、小学5年生及び中学2年生を対象に「豊川市子ども調査」を行い、新たに自由意見欄を設けたところ、多くの意見が寄せられたことから、64ページ「こどもたちの声」の欄に、主だった意見を大別して整理し、多くの意見が寄せられた「相談できる場所」に関しては、身近な場所で気軽に相談ができる「地域子育て相談機関の設置」や、子育て支援センターでのオンライン相談等の検討といった事業に反映しています。
- パブリックコメント実施の際に、市内の小中高等学校等に周知を行ったところ、市内の小中学生等から多くの意見が寄せられ、自らの居場所や、交流の機会、相談ができる機会の提供に関する意見が寄せられました。これらの意見を踏まえ、18歳までの子どもが利用できる94ページ「児童館事業」に「乳幼児から中・高生までの居場所としての機能の充実を図る」また、「子どもが安心して過ごし、子育てや子ども自身の悩みを共有できるような環境を整える」と反映しました。

3 その他

計画の内容については、市ホームページからもご覧いただけます。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 子育て支援課 担当：橋爪、原田

TEL:0533-95-0250 FAX:0533-89-2137

Eメール：kosodateshien@city.toyokawa.lg.jp